

恵庭市大学奨学金支給制度のご案内



向学心があり、学業成績が優秀な学生であって、経済的理由により大学（大学院及び短期大学を除く）の修学が困難と認められる方に、返還不要の奨学金を支給する制度です。なお、この制度は恵庭市在住の篤志家の方から市へいただいたご寄附をもとに実施します。

▶ 申請できる方

申請時に保護者が恵庭市民であり、かつ、以下の要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 高等学校の最終学年または高等専門学校第3学年に在籍し、引き続き大学（大学院・短期大学を除く）に進学する予定であること。
- (2) 経済的な理由により十分な学費の確保が難しいこと。
※ 生計を同じくする方の住民税課税所得（課税標準）の合計額が300万円未満であること。
（裏面参照。当市の場合、毎年6月頃に税務課から又は勤務先経由で交付されています。）
- (3) 学業成績が優秀で、善良な人物であること。
※ 学業成績については、直近2年間（通常、高校1・2年生時）の全履修教科の評定平均が5段階で4.1以上であること。

▶ 支給額

- 医学部生……………月額10万円
- その他学部生…月額 5万円

※上記の奨学金を、修学する大学の正規の修業年限の期間、年3回に分けて支給します。
また、上記以外に、入学後に一時金として一律10万円を支給します。

▶ 受付期間

- 令和8年度大学入学者分

令和7年9月16日（火）から令和7年10月10日（金）まで

※各日8時45分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※郵送の場合は令和7年10月10日（金）の消印有効

▶ 申請書類

- ① 奨学生願書（兼同意書）
- ② 在籍する学校の校長による推薦書
- ③ 直近2年間（高校1・2年生時）の学業成績証明書
- ④ 住民税課税所得の証明書 * 生計を同じくする人全員分
- ⑤ 住民票 * 本人および生計を同じくする人全員分

※上記①、②については、申請先で配布しております。また市ホームページからもダウンロードできます。

▶ 選考方法

- ・ 志願者が提出した願書等を基に書類審査を行い、その結果により選定した人に面接審査を行います。
- ・ 審査の結果を踏まえ、志願者の人物、学力および経済状況などを総合的に勘案して、採用内定者（若干名）を決定します。
- ・ 志望する大学の志望学部合格し、進学した時点で正式に採用します。

■採用までの流れ（予定）

4月下旬
採用決定
通知

▶ 申請先

恵庭市教育委員会 教育部 教育総務課

住所：〒061-1498 恵庭市新町10番地 * 恵庭市民会館1階に事務室があります。
電話：0123-33-3131（内線1612）

住民税課税所得について

※下記通知様式内の四角で囲んだところです

普通徴収の場合

[illegible]

特別徴収の場合

令和 年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

[illegible]